

第 12 期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見書（案）

～東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて～

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
------------------------------	---

第 1 章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

1 都における福祉のまちづくりの経緯・・・・・・・・	3
2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進・・・・・・・・	4
3 分野別バリアフリー化等の進捗状況・・・・・・・・	5

第 2 章 国等の動向

1 障害者権利条約の批准と国内法の整備・・・・・・・・	11
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正・・・・・・・・	11

第 3 章 東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の取組

1 東京 2020 大会に向けた都の主な取組・・・・・・・・	12
2 東京 2020 大会に向けた国の動向・・・・・・・・	14

第 4 章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方・・・・・・・・	16
2 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方・・・・・・・・	17
3 災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進のあり方・・・・・・・・	18
4 ICT の活用等による情報バリアフリーの推進のあり方・・・・・・・・	19
5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方・・・・・・・・	20

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
------------------------------	----

参考資料

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○
------------------------------	---

審議経過等

審議経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第 12 期東京都福祉のまちづくり推進協議会委員名簿・・・・・・・・・・○

※ 文章中に（※）のある用語は今後用語解説を付ける予定です。

はじめに

第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

これまで都における福祉のまちづくりは、ハード面のバリアフリー化から始まり、初めからできるだけ多くの人々が利用可能なように都市や生活環境をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、高齢者や障害者等の当事者の参加等も含めて構築してきた。ここでは、都における福祉のまちづくりの歴史的経緯を踏まえ、福祉のまちづくり推進計画に基づくバリアフリー化等の取組状況について確認する。

1 都における福祉のまちづくりの経緯

○ 都における福祉のまちづくりは、昭和48年の「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年の「都立施設の障害者向け建築指針」、昭和54年の「視覚障害者誘導ブロック設置指針」の策定などからスタートした。

○ 昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて定めた。

○ 平成7年3月には「東京都福祉のまちづくり条例」（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設（※）のうち、種類及び規模により定める特定施設（※）の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進することとした。

○ 福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成15年8月の意見具申「『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について」の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン（※）の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言した。

○ 平成 21 年 4 月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例が施行された。この条例改正により、都市施設（※）のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設（※）においては、届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることとなった。

○ 東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行やバリアフリー法の改正等があった。これらの動向を踏まえ、平成 31 年 4 月、福祉のまちづくり条例施行規則の改正を行い、車椅子使用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加した。

○ また、建築物バリアフリー条例において、国内で初めて、宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い、令和元年 9 月、福祉のまちづくり条例においても、宿泊施設の一般客室の整備基準を追加する施行規則の改正を行った。

2 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進

○ 現行の福祉のまちづくり推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第 7 条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定している。

○ 東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を対象としている。

○ 計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標としている。

○ また、推進に当たり留意すべき 3 つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行

政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っている。

3 分野別バリアフリー化等の進捗状況

※現時点では公表済の平成 30 年度実績（項目によっては 29 年度実績）を記載しています。今後更新予定です。

○ 福祉のまちづくり推進計画では、5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めている。

○ 以下、分野別のバリアフリー化等の進捗状況について確認する。

（１） 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

（施策の概要）

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っている。

ア 交通機関におけるバリアフリー化の推進

・都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況

「鉄道駅エレベーター等整備事業」の平成 30 年度補助実績：8 駅

＜都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況＞

	平成 30 年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率 (%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	756	715	94.6%
「だれでもトイレ」の整備状況（路面電車の駅を除く）	716	690	96.4%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	756	753	99.6%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	756	308	40.7%

・都内のノンステップバス車両の普及状況

「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の平成 30 年度補助実績：45 両

都営バスについては、平成 24 年度に全車両ノンステップ化を完了。

＜都内のノンステップバス車両の普及状況＞

	平成 30 年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率（％）
民営バス	4,311 両	3,930 両	91.2%
都営バス	1,484 両	1,484 両	100.0%
合計	5,795 両	5,414 両	93.4%

イ 道路におけるバリアフリー化の進捗状況

- ・都道のバリアフリー化の進捗状況

＜整備実績＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
—	8km	21 km	21 km	30 km

※平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を新たに策定、平成 30 年度末時点で同計画に基づき都道の対象延長 180 kmのうち、80 kmを整備、整備率は 44.4%

- ・高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

	平成 26 年度末時点 の整備箇所数	平成 27 年度末時点 の整備箇所数	平成 28 年度末時点 の整備箇所数	平成 29 年度末時点 の整備箇所数	平成 30 年度末時点 の整備箇所数
歩行者感应式信号機 (旧：高齢者等 感应式信号機)	646 か所	648 か所	659 か所	666 か所	667 か所
視覚障害者用信号機	2,187 か所	2,243 か所	2,336 か所	2,414 か所	2,466 か所
エスコートゾーン	544 か所	570 か所	580 か所	615 か所	653 か所

ウ 面的なバリアフリー整備

- ・東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 地区	2 地区	2 地区	1 地区	1 地区

- ・東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
9 地区	6 地区	5 地区	4 地区	4 地区

・「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

<基本構想策定に係る補助実績>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 区	3 区	4 区	3 区	2 区

平成 30 年度末時点で、都内 21 区 9 市で基本構想を策定し、面的なバリアフリー整備を実施

(2) 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(施策の概要)

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていく。

ア 建築物等におけるバリアフリー化の推進

・福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）>

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
1,255 件	1,235 件	1,244 件	1,217 件	1,216 件

・バリアフリー法の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数（実績）>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
29 件	25 件	22 件	18 件	13 件

・宿泊施設のバリアフリー化事業の実施状況

<補助実績>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
17 件	8 件	10 件	5 件	10 件

・赤ちゃん・ふらっと事業

＜整備実績＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
48 か所	99 か所	99 か所	55 か所	53 か所

平成 30 年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,511 か所

イ 公園等におけるバリアフリー化の推進

・都立公園の整備状況

＜福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
15.5ha	7.5ha	7.0 ha	2.9ha	6.2ha

ウ 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

・都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

＜建替実績＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4,113 戸	3,525 戸	3,855 戸	997 戸	2,494 戸

＜既設都営住宅の住宅設備改善等実績＞

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高齢者向け改善（※）	5,067 戸	4,444 戸	4,162 戸	3,797 戸	3,595 戸
障害者向け改善（※）	445 戸	420 戸	381 戸	377 戸	282 戸
エレベーター設置	33 基	34 基	34 基	34 基	34 基

（※）高齢者向け改善・・・高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと

（※）障害者向け改善・・・障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと

（３） 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

（施策の概要）

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者（※）の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していく。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していく。

- ・帰宅困難者対策における要配慮者への支援

帰宅困難者ハンドブックの配布 約 50,000 部

リーフレット（英語、中国語、ハングル）の印刷 約 52,000 部

（いずれも平成 26 年度から 29 年度までの実績）

- ・ヘルプカード作成促進

作成・配布 52 区市町村（平成 29 年度末実績）

（４） 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

（施策の概要）

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していく。

- ・点字による即時情報ネットワーク事業

点字版 実施回数 239 回 延配布者数 23,900 人（平成 30 年度実績）

- ・点字録音刊行物作成配布事業

都刊行物：年間 12 種類

1 種類につき、点字： 723 部 録音物： 1,130 部（平成 30 年度実績）

- ・東京ひとり歩きサイン計画

＜整備実績＞

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
—	50 基	88 基	106 基	71 基

平成 30 年度末時点で、315 基を整備

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(施策の概要)

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していく。

・普及啓発の充実

「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の作成（平成 27 年度）

「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成 28 年度・平成 29 年度）

「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成 28 年度～）

「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成 28 年度）

1 都 3 県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成 28 年度～）

「『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成 29 年度）

・身体障害者補助犬給付事業

<給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）>

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
8 頭	10 頭	18 頭	12 頭	8 頭

・「駅前放置自転車」対策の進捗状況

<放置自転車等※の台数の推移> ※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
42,170 台	37,004 台	34,247 台	31,326 台	27,332 台

・奉仕体験活動の推進

平成 19 年度から全都立高校で奉仕体験活動を実施（30 年度実績 191 校）

第2章 国等の動向

都の福祉のまちづくりに関わる状況は、東京 2020 大会に関連する国の動向や障害者権利条約等国際情勢とも密接に関係している。以下、近年の国等の動向を確認する。

1 障害者権利条約（※）の批准と国内法の整備

○ 平成 26 年 1 月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准した。

○ 従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであったが、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られ、障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」（※）の考え方が示されている。

○ 障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきた。平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、障害の社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」（※）の理念が盛り込まれた。

○ 平成 25 年 6 月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成 28 年 4 月に施行された。障害者差別解消法では、共生社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしている。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

○ 平成 29 年 3 月、国は、東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を改正した。

○ また、国は、平成 30 年 3 月、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」を改正し、大規模駅における移動等円滑化経路の複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等を盛り込んだ。

○ さらに、平成 30 年 5 月、ハード対策及びソフト対策の計画作成や取組状況の報告及び公表などの公共交通事業者の取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域の取組強化等を盛り込んだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「バリアフリー法の一部を改正する法律」という。）が公布された。

○ 平成 30 年 10 月には、宿泊施設の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準（政令）の改正を行った。

○ 平成 30 年 12 月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京 2020 大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、心のバリアフリーに係る施策などソフト対策等を強化する必要から、令和 2 年 5 月には、バリアフリー法の一部を改正する法律が公布された。この改正により、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や、国民に向けた心のバリアフリーの広報啓発の取組推進、公立小中学校等バリアフリー基準適合義務の対象拡大が盛り込まれた。

第 3 章 東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の取組

都は、東京 2020 大会に向けて、当事者参画を踏まえた気運醸成や施設整備、さらに、大会後のレガシーとなり得る情報バリアフリーや心のバリアフリーの取組を進めてきた。

また、国においては、東京 2020 大会に向けた計画等の整備を進めてきた。

以下、東京 2020 大会とその先を見据えた都の取組及び国の動向について確認する。

1 東京 2020 大会に向けた都の主な取組

（１） 当事者参画の取組

○ 東京 2020 パラリンピック競技大会を成功させるとともに、東京 2020 大会に向けた気運醸成にあわせて、ユニバーサルデザイン先進都市東京に向けた取組を推進するため、「東京 2020 パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」を設置した。

○ 施設整備の面では、大会時のバリアフリー化の指針である「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を適用するとともに、都立の恒久施設が障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、障害のある方や学識経験者等から聴取した意見等を踏まえつつ、各施設のバリアフリー化を実施している。

○ また、東京 2020 大会に向けて、障害者等のスポーツ活動を推進するなどの観点から、住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援している。

○ さらに、障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所でも道路のバリアフリー化整備を実施している。

(2) 大会会場周辺を中心とした施設整備等

○ 東京 2020 大会において、都は大会運営に係る総合的な連絡調整や会場周辺対応を行う「都市オペレーションセンター」を設置する。組織構成、機能、オペレーション等を定めた「東京 2020 大会における都市オペレーションセンター運営計画」を策定し、シティキャストによる案内や案内サイン、アクセシビリティ対応等についての対応方法を示している。

○ 交通機関に関しては、東京 2020 大会会場周辺駅等におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、日常の利用者及び国内外からの来訪者の円滑な移動を確保するため、鉄道事業者と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行っている。

○ また、東京 2020 大会の会場周辺の最寄駅等として観客の利用が想定される鉄道駅に、ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、鉄道事業者と連携してホームドア等の整備に対する補助を行っている。

○ さらに、東京 2020 大会の開催にあわせ、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図っている。

○ 道路に関しては、国、関係区市等との連絡会議を新たに設置するとともに、区市への財政支援を実施し、競技会場周辺等の連続的・面的な広がりを持った道路のバリアフ

リー化を推進した。

○ 宿泊施設に関しては、観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援している。

(3) 情報バリアフリーの推進に向けた取組

○ 初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートของ バリアフリー化等を支援している。

○ 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を運営している。

○ 都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開している。

(4) 心のバリアフリーの推進に向けた取組

○ 以下のような心のバリアフリーに向けた普及啓発冊子を作成した。

- ・「心のバリアフリー」高校生向けリーフレット（平成 28 年度）
- ・「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック（平成 29 年度）
- ・おもてなしポケットガイド「私たちにできること」（令和元年度）

○ 心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、好事例企業等の取組状況を公表した。

2 東京 2020 大会に向けた国の動向

(1) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（※）の策定

○ 平成 29 年 2 月、国は、東京 2020 大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめた。

○ 行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしている。

○ また、令和 2 年に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した評価会議を設置し、関係府省等の施策の実施状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めている。

（２）Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（※）の策定

○ また、東京 2020 大会に向けたアクセシビリティに関する指針として、平成 29 年 3 月に「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン（※）」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定された。

○ 東京版ガイドラインでは、「IPC アクセシビリティガイド（※）」（以下「IPC ガイド」という。）に掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の 3 つの基本原則に基づき、東京 2020 大会が、選手や観客等として訪れる全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備に関する技術仕様の基準や、ボランティアなどの関係者への接遇トレーニングについて定めている。

○ 大会準備を通じ、このガイドラインを関係者で共有し、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備を促進するとともに、大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指すこととしている。

第 4 章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

都のバリアフリー化の推進に向けて、第 12 期東京都福祉のまちづくり推進協議会において議論を重ねてきた内容を 5 つの項目に分類した。各項目について現状を踏まえて、更なるバリアフリー化の推進に向けた課題と方向性を示す。

1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

全ての人が安全で快適に移動できるよう、公共交通機関や道路等のバリアフリー化をより一層進めるとともに、誰もが利用しやすいよう、人的介助などのソフト対策を推進していくことが必要ではないか。

【現状】

○ 都は、東京 2020 大会会場周辺駅をはじめとする鉄道駅におけるエレベーターやホームドア等の整備、都道等における歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なハード整備を推進している。

○ 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化が進んでいる。また、車椅子使用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー車両が普及しつつある。

【課題と方向性】

○ 公共交通事業者等の乗車拒否や、無人化した駅における夜間の車椅子利用者用トイレの施設等、施設等がバリアフリー基準に適合しながらも適切に利用できない事案が発生している。また、無人化した駅においては、鉄道事業者に連絡する手段がインターホンしかない場合に障害者等が問合せをすることができないなど、駅員による人的介助がないために発生しうる問題がある。施設等を適切に利用できない問題について考え、対応していくにあたっては、改めて、不特定多数の人が利用する公共の交通機関であるという点を認識し、誰もが利用できるようソフト面も含めた対応を推進する必要がある。

○ 令和 2 年のバリアフリー法改正により、公共交通事業者等が他の事業者に対して移動等円滑化に関する協議を求めた際の応諾義務が創設されたが、複数の公共交通機関が乗り入れる交通結節点における乗り継ぎ等において、移動の連続性が不十分な場合がある。交通結節点において、円滑な移動ができるよう事業者間の連携などの対策をより一層促進する必要がある。

○ ハード・ソフト一体的整備のあり方を考えるにあたっては、高齢者、障害者等の当事者と意見交換などを行いながら、利用者目線を踏まえた整備を実施していくことが望ましい。

2 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

生活に身近な建築物等のバリアフリー化について、整備基準に基づく整備に加えて、より利用しやすい施設となるよう、施設利用者等の当事者の参加を得ながら、継続的な改善等に取り組むことが必要ではないか。

【現状】

- バリアフリー法、建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例に基づき、対象施設等のバリアフリー化は着実に進んでおり、東京 2020 大会会場となる都立競技施設については当事者等に直接意見を聞きながら施設整備を進めるなどの取組を実施している。
- 都は、高齢者や障害者等を含めた地域住民による建築物等のバリアフリー化のための調査や、その意見を踏まえた改修等を行う区市町村に対する支援を実施している。
- 誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画（※）の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいる。

【課題と方向性】

- 既存の建築物等、建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準の適合義務がかからない建築物のバリアフリー化が課題であり、ハード面の整備のより一層の推進と、一人ひとりのニーズに即したソフト面の対応を強化する必要がある。
- 利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加の仕組みの構築と施設整備を一層推進する必要がある。
- 多くの人が訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、引き続き、公園内におけるだれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、分かりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めていく必要がある。

（論点）※意見書完成時には削除します。

避難所運営の支援や避難所のバリアフリー化について、新型コロナウイルス等の感染症への対策を想定した取組を進めるとともに、配慮が必要な方の感染症の感染拡大による生活への影響及び課題を把握し、必要な取組を推進することが必要ではないか。

【現状】

○ 都はこれまで、区市町村が行う避難所管理運営や要配慮者対応に係る各指針を示すとともに、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などにより安全対策を推進している。

○ ヘルプカードの作成等で区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めている。

【課題と方向性】

○ 災害時における避難所として使用されることが多い学校等について、発災時の避難や避難生活に配慮が必要な障害者等が利用しやすいように整備を進めていく必要がある。例えば、車椅子利用者用トイレを各避難場所から円滑にアクセスできるよう、適切に整備する必要がある。また、施設整備のみでなく、避難所となる学校等への道路等経路のバリアフリー化についても考慮する必要がある。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害時に3密を避ける必要がある場合等を想定した対応が課題となっている。例えば、避難所において避難者の区画が段ボールで仕切られており、障害者や外国人等が周囲の状況から情報を得ることが難しい場合に、誰もが適切な支援を受けるためには、行政等が、配慮が必要な人がいることをあらかじめ把握し、特性に応じた対応をする必要がある。

○ 日常生活においても、配慮が必要な方が安全に・安心して日常生活を送るための取組と感染防止対策をどのように両立していくかが課題となっている。例えば、要支援者を介助する際に密にならざるを得ない場合がある。また、これまで行ってきた対面での相談支援について、感染防止に配慮した実施方法とする必要が生じている。介助や相談支援が適切に行われるよう、支援者のサポートも含め、望ましい支援のあり方について検討していく必要がある。

○ 新型コロナウイルスについての知事の記者会見で手話通訳が注目され、手話通訳の必要性が改めて認識されるとともに、手話通訳は表情や口の形が重要であることが広く一般に知られるなど、バリアフリーの推進につながる動きがあった。こういったバリアフリーの取組や考え方を定着させ、今後も積極的に広めていく必要がある。

4 ICT の活用等による情報バリアフリーの推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

ICT の活用等により、施設管理者等が様々な手段で情報提供を行える環境を整備しつつ、ハード・ソフトの両面において、当事者の視点に立った情報バリアフリーを推進していくことが必要ではないか。

【現状】

○ 都は、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、バリアフリー情報を集約したポータルサイトの運営や、バリアフリーマップの作成等に取り組む区市町村への支援、オープンデータの推進等を実施することにより、情報バリアフリーを推進している。

○ 国は、MaaS（マース：Mobility as a Service）（※）などの新たなモビリティサービスの活用により、都市・地方が抱える交通サービスの諸課題を解決することを目指し、日本版 MaaS の将来像や、今後の取組の方向性などを検討するために懇談会を開催している。また、都においても、MaaS の実証実験を行うなど取組を始めている。

※MaaS：地域住民や旅行者一人ひとりのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの

【課題と方向性】

○ オープンデータ化したバリアフリー情報の民間事業者における利活用の促進など、ICT 技術を活用した情報バリアフリーを更に推進する必要がある。

○ 今後の MaaS の普及・活用の状況を見据え、バリアフリー情報の提供方策を検討していく必要がある。

○ 平成 30 年のバリアフリー法改正により、バリアフリー法の適合基準の遵守義務が

ある施設等についてはバリアフリー情報の提供が努力義務となったことから、施設管理者等の自主的な情報発信を促進する必要がある。情報発信に当たっては、ハード面に限定することなく、ソフト面を含めた幅広い内容の充実や、障害者等が必要とする情報内容を当事者参加で検討する取組等を推進する必要がある。

○ 東京 2020 大会のアクセシビリティに関係する情報が様々なサイトで提供されているが、ポータルサイトやまとめサイトに集約するなど、閲覧しやすい環境を整備する必要がある。

○ オンライン化の普及により、これまで対面での交流や集合形式での会議等への参加が難しかった障害者等の社会参加が進みつつある。一方、障害特性や経済的問題等によりオンラインの使用が難しい人もいるため、参加者の状況に応じた対応が必要である。

5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進のあり方

（論点）※意見書完成時には削除します。

共生社会の理念を踏まえ、障害の社会モデルを理解し、意識に反映させ、具体的な行動を変えることができるよう、区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーの取組を効果的に推進することが必要ではないか。

【現状】

○ 都は、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を推進している。

○ 平成 28 年の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、平成 30 年 10 月に施行した。

【課題と方向性】

○ 一般トイレや一般駐車区画を利用できる人が、だれでもトイレや障害者等用駐車区画などのバリアフリー化された施設を長時間利用すること等により、真にその施設・設備を必要とする障害者等が使いづらい状況が発生している。施設や設備の実態を把握し、適正利用に向けて、引き続き普及啓発を進める必要がある。

○ 誰もが子どもの頃から心のバリアフリーを意識することができるよう、区市町村や教育部門とも連携して、効果的に推進する必要がある。

○ 障害者等の抱える問題は社会全体の問題であり、共生社会や障害の社会モデルの考え方をさらに浸透させることが重要である。

おわりに